

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1097号から第1142号まで)

平成25年1月17日

横情審答申第1097号から第1142号まで

平成25年1月17日

横浜市長 林 文子 様

横浜市会議長 佐藤 茂 様

横浜市水道事業管理者 土井 一成 様

横浜市交通事業管理者 二見 良之 様

横浜市病院事業管理者 高橋 俊毅 様

横浜市教育委員会 様

横浜市選挙管理委員会 委員長 中村 達三 様

横浜市人事委員会 様

横浜市代表監査委員 川内 克忠 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年6月1日温調第168号ほかの次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（非開示
決定通知についての意見、供覧）（平成23年8月16日温調第648号）」ほか
の行政文書に係る一部開示決定に対する異議申立てについての別表1に示す
46件の諮問

答 申

1 審査会の結論

別表 1 に示す実施機関が、「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（非開示決定通知についての意見、供覧）（平成23年 8 月16日温調第648号）」ほか別表 2 に示す行政文書を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1) 貴実施機関が保有する取得文書に関し、2011年 8 月 1 日付で総務局法制課(文書課)が受付けた公開質問状(その 1)及び10月 5 日付公開質問状(その 2)をいつ誰から、どのような方法で送付を受けたがわかる文書等のすべて (2) (1)に関し、返答しないことを決めた会議等の文書・資料のすべて (3) (1)に関し、例えば市民情報室等から電話、口頭、文書等で何らかの指示を受けた文書等の全て、また電話等で指示を受けたときのメモ類等のすべて (4) コンプライアンス推進室に返答した文書等のすべて、またこれに至る意思決定に至る全ての文書」の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、別表 1 に示す実施機関(以下「本件実施機関」という。)が、平成24年 2 月 7 日付で行った「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（非開示決定通知についての意見、供覧）（平成23年 8 月16日温調第648号）」ほか別表 2 に示す行政文書(以下「本件申立文書」という。)を特定し、一部開示とした決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

3 本件実施機関の一部開示理由説明要旨

本件実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書を特定し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 7 条第 2 項第 2 号及び第 6 号に該当するため一部開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

ア 「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-1」の処理について（平成23年度市市情第549号）」(以下「文書 A」という。)は、市民局総務部市民情報室(以下「市民情報室」という。)が、次の(ア)から(ウ)までのとおり、本件請求に係る特定個人(以下「投稿者」という。)提出の公開質問状その 1(以下「質問状 1」

という。)に対する回答文の起案文書として作成したものであり、起案表紙、起案本文、起案本文がテキスト形式で記載された文書、質問状1の投稿原文(添付文書を含む。以下同じ。)及び質問状1の回答文案で構成されている。

(ア) 総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課(以下「コンプライアンス推進課」という。)は、総務局総務部法制課(以下「法制課」という。)が平成23年8月1日付電子メールで投稿者から受け付けた質問状1を添付した「平成23年8月3日12:27に総務局コンプライアンス推進課が受信したE-メール(【件名】:Fw:公開質問状(その1))」(以下「文書ア」という。)の転送を受けて、当該文書に添付された質問状1の内容が情報公開制度及びコンプライアンスに関する質問であると判断した。そのため、コンプライアンス推進課は、前者の質問を市民情報室で回答し、後者の質問をコンプライアンス推進課で回答することとした。

(イ) そこで、コンプライアンス推進課は、コンプライアンスに関する質問についての情報共有を図る必要があると判断し、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス推進員を置く本件実施機関の局区等のコンプライアンス担当課(以下「コンプライアンス担当課」という。)へ電子メールで質問状1の投稿原文についての供覧を依頼するとともに、市民情報室へ電子メールで質問状1に対する回答依頼を行った。

(ウ) 「追加:【お知らせ】公開質問状について(送信日時8月10日10:29)市民情報室担当係長受信分」(以下「文書B」という。)は、質問状1に対する回答依頼について、市民情報室がコンプライアンス推進課から転送を受けた電子メールである。

文書ア及び文書Bは、各々、電子メール本文及び質問状1の投稿原文で構成されている。

イ 「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について(非開示決定通知についての意見、供覧)(平成23年8月10日温調第648号)」ほか別表2に示す文書1(以下「文書1」という。)は、コンプライアンス担当課において、質問状1の投稿原文を供覧し、広聴処理を行ったときの文書である。当該文書は、起案表紙、起案本文、起案本文がテキスト形式で記載された文書及び質問状1の投稿原文で構成されている。

なお、瀬谷区総務部区政推進課(以下「区政推進課」という。)は、コンプライ

アンス担当課に該当しないものの、広聴の所管課として文書1を供覧し、保有していることから、文書1を特定した。

ウ 「Fw:公開質問状その2(送信日時10月5日17:30)市民情報室担当課長受信分」(以下「文書C」という。)及び「Fw:公開質問状その2(送信日時10月5日17:29)市民情報室担当係長受信分」(以下「文書D」という。)は、市民情報室が、次の(ア)及び(イ)のとおり、投稿者提出の公開質問状その2(以下「質問状2」という。質問状1及び質問状2を総称して以下「本件質問状」という。)のうち情報公開制度に関する質問部分への回答を作成するために、コンプライアンス推進課から転送を受けた電子メールであり、電子メール本文及び質問状2の投稿原文で構成されている。

(ア) コンプライアンス推進課は、法制課が平成23年10月5日付電子メールで投稿者から受け付けた質問状2を添付した「平成23年10月5日14:57に総務局コンプライアンス推進課が受信したE-メール(【件名】:FW:公開質問状その2)」(以下「文書イ」という。)の転送を受けた。文書イは、電子メール本文及び質問状2の投稿原文で構成されている。

(イ) コンプライアンス推進課は、質問状2の内容が質問状1に関連するものであったことから、市民情報室及びコンプライアンス推進課で回答することとし、市民情報室の課長及び係長あてに文書イを転送し、質問状2に対する回答依頼を行った。

エ 「【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について(送信日時11月7日16:42)温暖化対策統括本部調整課担当係長受信分」ほか別表2に示す文書2及び文書3は、質問状2に対し、コンプライアンス推進課がコンプライアンスに関する質問部分への回答を作成するに当たり、当該回答文案に対する意見照会をするためにコンプライアンス担当課あてに送信した電子メールを、コンプライアンス担当課が受信したものである。

当該電子メールには、コンプライアンス担当課の課長が受信した電子メール(以下「文書2」という。)及び同課の係長が受信した電子メール(以下「文書3」という。)があり、各々、電子メール本文、質問状2の回答文案を含む依頼文、質問状1の回答文及び本件質問状の投稿原文で構成されている。

オ 「情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について(平成23年11月9日温調第956号)」ほか別表2に示す文書4(以下「文書4」という。)は、コン

プライアンス担当課がコンプライアンス推進課へ質問状2の回答文案に関する見解等の回答を行ったときの起案文書であり、コンプライアンス推進課から送信された質問状2の回答文案を含む依頼文、質問状1の回答文、本件質問状の投稿原文、コンプライアンス推進課への回答文案及び同回答文で構成されている。

カ 質問状2の投稿原文の末尾には、投稿者から法制課あてに質問状2の内容に文言を追加したいとの連絡があり、その内容を法制課職員が書き取った文書（以下「追加文書」という。）が添付されている。

コンプライアンス推進課は、法制課から追加文書を受けた際に、情報公開に関する質問の回答を依頼した市民情報室に対し、追加文書を添付した電子メール（以下「文書E」という。）を送信した。文書Eは、電子メール本文及び追加文書で構成されている。

(2) 非開示とした情報について

ア 別表3に掲げる文書1から文書4まで、文書ア、文書イ及び文書Aから文書Eまでにおいて、非開示情報と示した部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち個人の氏名及び住所については、開示することにより、特定の個人が識別されるため条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

イ 本件非開示部分のうち本件質問状の投稿原文は、記載内容が具体的であることから、その特徴的な文書の言い回し等により個人が特定できるものである。また、当該投稿原文の内容は、投稿者の内心の秘密に関する情報に該当するため、当該個人の率直な主張や見解がそのままに記載されているものであって、仮に投稿者の氏名等を非開示にして公にしたとしても投稿原文の詳細な内容が明らかとなり、投稿者の権利利益が害されるおそれがある。

したがって、当該投稿原文の全体が条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

ウ 本件非開示部分のうち職員の個人電子メールアドレスは、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、電子メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがある。

また、本件非開示部分のうち文書Bの電子メール本文中に記載された当該電子メールにおける添付ファイルのパスワードは、あらかじめ特定した当事者間で添

付ファイルを使用するために制限する役割のものであり、当該当事者以外の者への情報等の漏えいや外部の侵害から情報、財産等を保護するためのものである。そのため、公にすることによりその役割を果たさず、特定の当事者以外の者に情報等の漏えいが発生するおそれがある。

したがって、職員の個人電子メールアドレス及び電子メールの添付ファイルのパスワードを公にすると、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とした。

(3) 本件処分に係る開示の実施について

本件処分に係る行政文書の開示については、本件実施機関の46課が一部開示決定をしており、多数の課に及ぶことから、市民情報室が、異議申立人（以下「申立人」という。）との開示日時及び場所の調整を取りまとめて行った。

このとき、申立人が市民情報室からの開示日時等の提示についての具体的調整に応じなかったため、市民情報室は、やむを得ず決定通知書に日時及び場所を記載するとともに、申出により開示日時の変更を受け付ける旨を記載して通知した。しかし、申立人から市民情報室への連絡はなく、正当な理由の提示もないまま、申立人は開示の実施を欠席した。

そこで、市民情報室は、改めて別の開示日時の通知を行い、その際も開示日時の変更を受け付ける旨を案内した。この開示日時においても、申立人は市民情報室に連絡をせず、開示の実施を欠席した。申立人は、本件実施機関の1つの課に来庁し、本件請求に関して当該課の保有する行政文書の開示を受けたが、当該課保有分を除く本件申立文書については、閲覧をすることなく異議申立てを行った。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の全てを取消し、改めて行政文書ごとの適正な処分をせよ。
- (2) 起案表紙、回答文案及び回答文は、非開示部分がないことから開示とすべき文書である。また、起案本文の個人の氏名及び住所、文書2と文書3の個人の氏名並びに追加文書における個人の氏名と追加文書の全文を非開示とした一部開示とすべきである。

コンプライアンス担当課あての文書2及び文書3のうち個人の住所を非開示とし

たことは誤りであり、開示しなければならない。このほかの個人の氏名、住所及び職員の個人電子メールアドレスは非開示とする部分として認められる。ただ、業務に支障を来たす具体的弊害とはなにかが論述されていない。追加文書の非開示部分のうち、個人の氏名を除く情報は開示しなければならない。

- (3) 本件質問状の投稿原文を起案文書・取得文書部分と認定して非開示部分としたことは誤りであり、個人の氏名及び住所を除く全部を開示しなければならない。本件質問状の投稿原文は取得文書であり、起案文書は作成文書であるから、起案文書の一部であるとする認定は論外の認定である。起案用紙とその他の文書群は一文書であるという認識は、到底容認できない。

本件処分は、条例の原則である一文書一処分主義違反の違法行為であり、無効であるから取り消し、適法で適正な行政処分をすべきである。処分選択を誤る瑕疵ある決定通知書であるから、本件処分を取り消し、行政文書ごとに適合した行政処分をせよとの答申を求める。

- (4) 本件処分の一部開示決定通知書上にも一部開示理由説明書上にも記載のない行政文書が多数存在すると思われる。審査会が立ち入り調査を行い、結果を具体的かつ客観的に明らかにし、情報隠しを行う本件実施機関の運用を改めよとの答申を求める。

- (5) 投稿原文は、どのような特徴の文章が特定個人のどのような特徴と一致し、誰誰の文書と特定できるということを証明する論述が全くない理由で非開示となっている。個人識別情報の判断基準は一般人基準であることを無視した判断に誤りがある。

主張や見解を述べれば全て内心の秘密に関する情報であるとして非開示にすれば、全ての文章にはなんらかの主張・見解が含まれているから、情報公開制度は成立しない。内心の秘密に関する情報に該当するとする論述、取得文書の差出人のどのような権利を侵害し、どのような不利益を生じるとするかの論述がない。

- (6) 本件実施機関は、本件質問状を「市民の声」として受け付けたと述べている。しかし、本件質問状が「市民の声」の該当文書であるか否かは、その文書内容から判断することが客観的・合理的な判断基準である。名宛人へ直送することは差出人と名宛人の意思尊重であり、正確な情報を受けることで達成される名宛人の適正な業務遂行上不可欠な情報確保手段である。

つまり、本件質問状は条例を否認する市民情報室と全実施機関に対し、公正・公平な手続きを執ることを求める文書であり、法令違反の職員に対し率先垂範して適

切な職務を行うことを求めた文書であるため、「市民の声」該当文書とした文書認定は誤りである。

- (7) 異議申立書に添付した平成24年2月7日付の市民情報室作成文書は「業務に支障を生じさせるおそれがあることから当該課（コンプライアンス推進課）・室職員（市民情報室）により対応させていただきます」との対応には到底応じられないので、その後の指定日時の閲覧に応じてこなかったのである。

閲覧拒否は、情報公開条例を瓦解させる重大な違反行為である。本件実施機関の担当課の職員が決定通知書記載の文書を持参して閲覧に供する対応が適正な閲覧行為であり、閲覧日時に本件実施機関の職員が当該文書を提示し、求められた質問の説明に応じない限り、開示を実施したと認めることはできない。

閲覧に応じると業務に支障を生じさせるという認識から実施機関が行おうとする閲覧を拒否し、市民情報室が閲覧行為をとろうとする対応は、明白な条例違反行為であるから厳格に戒めなければならない。

5 審査会の判断

- (1) 本件質問状に係る経緯について

本件請求に係る開示請求書に記載された本件質問状に関しては、コンプライアンス推進課及び市民情報室が回答の所管課としての対応を行っている。そこで、コンプライアンス推進課及び市民情報室に確認したところ、本件質問状に係る経緯（以下「本件経緯」という。）については次のとおりであった。

ア コンプライアンス推進課は質問状1の回答を作成するに当たって、情報共有のためにコンプライアンス担当課へ供覧の依頼をしたが、市民情報室は情報公開に関する質問については市民情報室で回答することとし、他の課へは質問状1を送付していない。質問状1については、平成23年8月16日付でコンプライアンス推進課及び市民情報室から投稿者へ回答した。

イ コンプライアンス推進課は質問状2の回答を作成するに当たって、コンプライアンス担当課へ質問状2の回答文案を送付し、意見を求めたが、市民情報室は質問状1と同様に情報公開に関する質問については市民情報室で回答することとし、他の課へは質問状2を送付していない。質問状2については、平成23年12月15日付でコンプライアンス推進課及び市民情報室から投稿者へ回答した。

ウ このように、本件質問状に関しては、一部開示理由として説明した一連の手續

を経て回答がなされたことから、本件処分に係る課によって取り扱った文書が異なるものである。

(2) 本件申立文書について

本件実施機関は、別表 2 に示す行政文書について、分類欄記載のとおり分類の上で特定し、別表 3 に示す非開示情報を条例第 7 条第 2 項第 2 号又は第 6 号に該当するとして非開示としている。

ア 文書 1 は、コンプライアンス推進課から送付された質問状 1 について、コンプライアンス担当課が供覧した文書である。文書 1 は、起案表紙、起案本文、起案本文がテキスト形式で記載された文書及び質問状 1 の投稿原文で構成されている。

イ 文書 2 は、本件質問状に対してコンプライアンスに関する質問部分の回答をするに当たって、コンプライアンス推進課が、質問状 2 の回答文案に対する意見照会をするためにコンプライアンス担当課の課長あてに送信した電子メールであり、文書 3 は、文書 2 と同内容でコンプライアンス担当課の係長あてに送信した電子メールである。文書 2 及び文書 3 は、各々、電子メール本文、質問状 2 の回答文案を含む依頼文、質問状 1 の回答文及び本件質問状の投稿原文で構成されている。

ウ 文書 4 は、コンプライアンス担当課が、コンプライアンス推進課へ見解等を回答した起案文書である。当該文書には、質問状 2 の回答文案を含む依頼文、質問状 1 の回答文、本件質問状の投稿原文並びにコンプライアンス推進課への見解等の回答文案及び回答文で構成されている。

エ 文書アは、コンプライアンス推進課が、法制課から転送を受けた投稿者の電子メールであり、電子メール本文及び質問状 1 の投稿原文で構成されている。

オ 文書イは、コンプライアンス推進課が、法制課から転送を受けた投稿者の電子メールであり、電子メール本文及び質問状 2 の投稿原文で構成されている。

カ 文書 A は、市民情報室が、質問状 1 の情報公開制度に関する質問に対する回答について起案した文書であり、起案表紙、起案本文、質問状 1 の投稿原文、起案本文がテキスト形式で記載された文書及び質問状 1 の回答文案で構成されている。

キ 文書 B は、市民情報室が、文書 A を起案するに先立ち、コンプライアンス推進課から転送を受けた質問状 1 に関する電子メールであり、電子メール本文及び質問状 1 で構成されている。

ク 文書 C は、市民情報室が、質問状 2 の情報公開に関する質問について回答を行うために、コンプライアンス推進課から市民情報室の課長あてに転送を受けた電

子メールであり、文書Dは、文書Cと同内容でコンプライアンス推進課から市民情報室の係長あてに転送を受けた電子メールである。文書C及び文書Dは、各々、電子メール本文及び質問状2の投稿原文で構成されている。

ケ 文書Eは、コンプライアンス推進課から市民情報室に送信された追加文書に関する電子メールであり、電子メール本文及び追加文書で構成されている。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 申立人は、本件処分の一部開示決定通知書に記載のない行政文書が多数存在するものと主張しているため、当審査会において、本件経緯に照らし、本件申立文書を見分したところ、次のとおりであった。

(ア) 文書1について

文書1の起案表紙及び起案本文には、質問状1を市民要望として取り扱い、コンプライアンス担当課で供覧すること並びにコンプライアンス推進課及び市民情報室が質問状1の回答を行うことの記載があった。この記載については、本件実施機関が主張するとおり、情報を共有するためにコンプライアンス担当課が質問状1を供覧したことを裏付けている。

したがって、コンプライアンス推進課が、質問状1に係る情報の共有先として、コンプライアンス担当課の課長又は同課の係長に対し、選択的に文書1を送付したという本件実施機関の説明と矛盾するところはない。また、区政推進課についても、実施機関が説明するとおり、広聴の所管課として市民要望案件の取扱いで文書1を供覧し、保有していることから、特定したものと認められる。

(イ) 文書2及び文書3について

文書2及び文書3については、特定していないコンプライアンス担当課があった。本件実施機関によると、文書2及び文書3は、本件質問状に関する一連の手続に関し、情報の共有を目的としてコンプライアンス担当課に送信したものであることから、その取扱いは当該担当課の判断に基づくこととしており、当該担当課ごとに当該文書の保有状況が異なるとのことであった。また、文書2及び文書3は、コンプライアンス推進課がコンプライアンス担当課へ行った意見照会の依頼文であるが、文書2及び文書3を保有していないコンプライアンス担当課であっても、コンプライアンス推進課へ回答した文書4において依頼文を特定していることが認められた。

したがって、文書2及び文書3については、コンプライアンス推進課が質問状

2の回答文案について照会をしたものであること、また、文書2及び文書3に係る依頼文が文書4に添付されていることから、その取扱いについては当該担当課の判断によるものであり、当該担当課において保有している際に特定すれば足りるものであると認められる。

(ウ) 文書4について

文書4は、コンプライアンス推進課から投稿者に対して回答を行うに当たり、その回答内容の確認を行ったコンプライアンス担当課において、コンプライアンス推進課へ回答を行う際に起案し、保有しているため特定したものであることが認められる。

(I) 文書ア及び文書イについて

文書ア及び文書イは、本件質問状を法制課からコンプライアンス推進課へ転送した電子メールである。コンプライアンス担当課は、各々の状況に応じて文書1から文書4までを保有し、特定している。そのため、文書ア及び文書イを受けたコンプライアンス推進課が、コンプライアンス担当課に対して本件質問状のコンプライアンスに関する質問を供覧し、又は回答するよう手続を進めたことが認められ、本件経緯に矛盾するところはない。

(オ) 文書Aから文書Eまでについて

文書Aから文書Eまでは、市民情報室が、コンプライアンス推進課から本件質問状の投稿原文及び追加文書を受けて、本件質問状における情報公開に関する質問についての回答を行うために手続を行った文書である。文書Aから文書Eまでについては、本件質問状の受付から本件請求時点までの間に作成し、保有している文書を特定したものであり、本件経緯に沿うものであることが認められる。

イ これらのことから、本件質問状に関して行った一連の手続に応じ、コンプライアンス担当課が保有する文書1から文書4まで、区政推進課が保有する文書1、コンプライアンス推進課が保有する文書ア及び文書イ並びに市民情報室が保有する文書Aから文書Eまでを、本件実施機関が特定したことに不自然な点はなく、その他の文書の存在について推認させる事情は認められなかった。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることと

なるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる」と規定している。

イ 本件実施機関は、個人の氏名及び住所並びに本件質問状の投稿原文については、個人の情報であって特定の個人が識別できる情報であると主張している。

また、当該投稿原文の内容は、投稿者の内心の秘密に関する情報に該当し、投稿者の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであるから、仮に氏名等を非開示にして公にしたとしても、投稿者の権利利益が害されるおそれがある情報であり、本号に該当すると説明している。

ウ 個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 本件質問状の投稿原文には、個人の氏名等個別の非開示事項を除いたとしても、投稿者個人の情報公開の制度に係る見解及び同制度の運用に係る主張につき、投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する見解や主張その他個人の正当な権利利益を害するおそれのある記載と認められるものがある。

そのため、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができない情報であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められることから、本号本文後段に該当する。

オ なお、申立人は、本件質問状の内容、性質等から、本件質問状が本号に該当しないと主張しているが、これは自身が本件質問状を提出したことを前提とした主張であると解される。

しかし、条例第5条第1項に規定されているように、情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者の個別的事情を問うものではなく、また、それらの事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないため、申立人の主張は認められない。

(5) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 本件実施機関は、職員の個人電子メールアドレスが公になった場合、いたずらや偽計等に使用され、また、電子メールにおける添付文書のパスワードが公になった場合、あらかじめ特定した当事者間以外の者への情報等の漏えいや外部の侵害から情報、財産等を保護する役割を果たさなくなることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当すると説明している。

ウ 職員の個人電子メールアドレスは、公になった場合には、いたずらや偽計等に使用されることなどにより、当該メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがある。

また、電子メールにおける添付文書のパスワードは、当該添付文書を送受信すべき特定の当事者のみが当該添付文書に係る情報を取り扱うべく設定されたものであるから、公になった場合には、当該添付文書に係る情報について、当該当事者以外の者への漏えい及び当該当事者以外の者からのアクセスを誘発するなど、パスワードを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがある。

そのため、職員の個人電子メールアドレス及び電子メールにおける添付文書のパスワードは、いずれも本号に該当する。

(6) 申立人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、本件実施機関が本件請求に対し、別表2に示す本件申立文書を特定し、別表3に示す情報を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

別表1 横情審答申番号（以下「答申番号」という。）及び諮問の内訳

答申番号	実施機関	諮問	諮問件名
1097	横浜市長	平成24年6月1日 温調第168号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（非開示決定通知についての意見、供覧）（平成23年8月16日温調第648号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1098	横浜市長	平成24年6月1日 政総第95号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月22日政総第261号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1099	横浜市長	平成24年6月1日 総総第383号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月17日総総第1159号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1100	横浜市長	平成24年6月1日 総コ第41号	「平成23年8月3日 12:27に総務局コンプライアンス推進課が受信したE-メール（【件名】:Fw: 公開質問状（その1）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1101	横浜市長	平成24年6月1日 財総第184号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日財総第349号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1102	横浜市長	平成24年6月1日 市総第92号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日市総第273号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1103	横浜市長	平成24年6月1日 市市情第221号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-1」の処理について（平成23年度市市情第549号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1104	横浜市長	平成24年6月1日 文総第74号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月26日文総第223号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1105	横浜市長	平成24年6月1日 こ総第82号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月こ総第305号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答申番号	実施機関	諮問	諮問件名
1106	横浜市長	平成24年6月1日 健総第96号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月健総第232号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1107	横浜市長	平成24年6月1日 環創総第158号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月19日環創総第353号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1108	横浜市長	平成24年6月1日 資総第176号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月19日資総第486号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1109	横浜市長	平成24年6月1日 経総第231号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日経総第516号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1110	横浜市長	平成24年6月1日 建総第228号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日建総第397号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1111	横浜市長	平成24年6月1日 都総第135号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日都総第390号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1112	横浜市長	平成24年6月1日 道総第290号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月24日道総第762号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1113	横浜市長	平成24年6月1日 港湾総第138号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日港湾総第371号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1114	横浜市長	平成24年6月1日 消総第291号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日消総第1092号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1115	横浜市長	平成24年6月1日 会会第183号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日会会第369号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答申番号	実施機関	諮問	諮問件名
1116	横浜市長	平成24年6月1日 鶴総第261号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月17日鶴総第801号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1117	横浜市長	平成24年6月1日 神総第316号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日神総第1018号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1118	横浜市長	平成24年6月1日 西総第238号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月26日西総第715号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1119	横浜市長	平成24年6月1日 中総第219号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月19日中総第645号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1120	横浜市長	平成24年6月1日 南総第448号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月30日南総第939号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1121	横浜市長	平成24年6月1日 港南総第223号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日港南総第671号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1122	横浜市長	平成24年6月1日 保総第239号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日保総第876号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1123	横浜市長	平成24年6月1日 旭総第314号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月旭総第965号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1124	横浜市長	平成24年6月1日 磯総第302号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日磯総第1008号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1125	横浜市長	平成24年6月1日 金総第297号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月17日金総第814号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答申番号	実施機関	諮問	諮問件名
1126	横浜市長	平成24年6月1日 港北総第336号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日港北総第1069号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1127	横浜市長	平成24年6月1日 緑総第269号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月17日緑総第874号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1128	横浜市長	平成24年6月1日 青総第258号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日青総第624号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1129	横浜市長	平成24年6月1日 都筑総第362号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月24日都筑総第1245号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1130	横浜市長	平成24年6月1日 戸総第379号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月26日戸総第945号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1131	横浜市長	平成24年6月1日 栄総第298号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日栄総第948号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1132	横浜市長	平成24年6月1日 泉総第287号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月22日泉総第735号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1133	横浜市長	平成24年6月1日 瀬総第337号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日瀬総第903号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1134	横浜市長	平成24年6月1日 瀬政第181号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年度瀬政第628号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1135	横浜市会議長	平成24年6月1日 議総第217号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年度議総第603号）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答申番号	実施機関	諮問	諮問件名
1136	横浜市水道事業管理者	平成24年6月1日 水総第134号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について(平成23年度水総第510号)」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1137	横浜市交通事業管理者	平成24年6月1日 交総第260号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について(平成23年8月16日交総第608号)」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1138	横浜市病院事業管理者	平成24年6月1日 病総総第17号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について(平成23年8月24日病総総第39号)」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1139	横浜市教育委員会	平成24年6月1日 教総第273号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について(平成23年8月教総第770号)」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1140	横浜市選挙管理委員会	平成24年6月1日 横選管第245号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について(平成23年8月29日第897号)」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1141	横浜市人事委員会	平成24年6月1日 人調第118号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について(平成23年8月16日人調第284号)」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
1142	横浜市監査委員	平成24年6月1日 監監第133号	「広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について(平成23年度監監第410号)」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

別表2 答申文中の本件申立文書に係る行政文書名称の内訳

分類欄は、答申文中の文書の定義による。

答申番号	行政文書名称	分類
1097	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（非開示決定通知についての意見、供覧）（平成23年8月16日温調第648号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）温暖化対策統括本部調整課担当係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月9日温調第956号）	文書4
1098	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月22日政総第261号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）政策局総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）政策局総務課担当係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月11日政総第391号）	文書4
1099	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月17日総総第1159号）	文書1
	【依頼】情報公開条例案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）総務局庶務係長受信分	文書3
	情報公開条例案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月11日総総第1673号）、情報公開条例案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月11日総総第1674号）	文書4
1100	平成23年8月3日12:27に総務局コンプライアンス推進課が受信したE-メール（【件名】:Fw:公開質問状（その1））	文書ア
	平成23年10月5日14:57に総務局コンプライアンス推進課が受信したE-メール（【件名】:Fw:公開質問状その2）	文書イ
1101	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日財総第349号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）財政局総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）財政局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月11日財総第648号）	文書4
1102	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日市総第273号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）市民局総務課長受信分	文書2
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月11日市総第402号）	文書4

答申番号	行政文書名称	分類
1103	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-1」の処理について（平成23年度市市情第549号）	文書A
	追加：【お知らせ】公開質問状について（送信日時8月10日10:29）市民情報室担当係長受信分	文書B
	Fw:公開質問状その2（送信日時10月5日17:30）市民情報室担当課長受信分	文書C
	Fw:公開質問状その2（送信日時10月5日17:29）市民情報室担当係長受信分	文書D
	【送付】公開質問状追加文書（送信日時10月11日13:59）市民情報室担当係長受信分	文書E
1104	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月26日文総第223号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）文化観光局総務課担当係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月11日文総第308号）	文書4
1105	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月こ総第305号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）こども青少年局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月こ総第447号）	文書4
1106	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月健総第232号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月7日16:42受信）健康福祉局総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月7日16:42受信）健康福祉局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月健総第387号）	文書4
1107	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月19日環創総第353号）	文書1
	コンプライアンス推進室からの依頼について（回答）（平成23年11月7日環創総第568号）	文書4
1108	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月19日資総第486号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）資源循環局総務課庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する回答について（回答）（平成23年11月11日資総第745号）	文書4

答申番号	行政文書名称	分類
1109	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日経総第516号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）経済局総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）経済局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月28日経総第814号）	文書4
1110	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日建総第397号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）建築局総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）建築局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月11日建総第623号）	文書4
1111	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日都総第390号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）都市整備局総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）都市整備局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月29日都総第661号）	文書4
1112	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月24日道総第762号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）道路局総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）道路局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月16日道総第1255号）	文書4
1113	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日港湾総第371号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）港湾局総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）港湾局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月29日港湾総第614号）	文書4

答申番号	行政文書名称	分類
1114	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日消総第1092号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）消防局総務課長受信分	文書 2
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月11日消総第1768号）	文書 4
1115	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日会会第369号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）会計室会計管理課管理係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する総務局コンプライアンス推進室への回答について（平成23年11月28日会会第614号）	文書 4
1116	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月17日鶴総第801号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）鶴見区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）鶴見区庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月11日鶴総第1197号）	文書 4
1117	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日神総第1018号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）神奈川区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時平成23年11月7日16:42）神奈川区総務課庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月11日神総第1518号）	文書 4
1118	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月26日西総第715号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）西区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）西区庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する回答について（平成23年11月11日西総第1038号）	文書 4

答申番号	行政文書名称	分類
1119	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月19日中総第645号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）中区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）中区庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月11日中総第1040号）	文書 4
1120	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月30日南総第939号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）南区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）南区総務課庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月11日南総第1396号）	文書 4
1121	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日港南総第671号）	文書 1
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月16日港南総第1072号）	文書 4
1122	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日保総第876号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）保土ヶ谷区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）保土ヶ谷区庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月17日保総第1356号）	文書 4
1123	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月旭総第965号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）旭区総務課庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月旭総第1502号）	文書 4
1124	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日磯総第1008号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）磯子区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）磯子区庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月16日磯総第1516号）	文書 4

答申番号	行政文書名称	分類
1125	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月17日金総第814号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）金沢区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）金沢区総務課庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月16日金総第1232号）	文書 4
1126	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日港北総第1069号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）港北区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）港北区庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月16日港北総第1606号）	文書 4
1127	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月17日緑総第874号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）緑区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）緑区庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月10日緑総第1378号）	文書 4
1128	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日青総第624号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）青葉区総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）青葉区庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月11日青総第995号）	文書 4
1129	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月24日都筑総第1245号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）都筑区総務課長受信分	文書 2
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月15日都筑総第1768号）	文書 4

答申番号	行政文書名称	分類
1130	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月26日戸総第945号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）戸塚区総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）戸塚区庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月16日戸総第1503号）	文書4
1131	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月23日栄総第948号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）栄区総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）栄区総務課庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状について（平成23年11月18日栄総第1501号）、情報公開請求案件関連の公開質問状について（平成23年11月18日栄総第1514号）	文書4
1132	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月22日泉総第735号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）泉区総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）泉区総務課庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月11日泉総第1109号）	文書4
1133	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日瀬総第903号）	文書1
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月17日瀬総第1318号）	文書4
1134	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年度瀬政第628号）	文書1
1135	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年度議総第603号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）議会局総務課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）議会局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年度議総第913号）	文書4

答申番号	行政文書名称	分類
1136	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年度水総第510号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月 7 日16:42）水道局総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月 7 日16:42）水道局庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応に係る当局の見解等の総務局への回答について（平成23年度水総第802号）	文書 4
1137	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年 8 月16日交総第608号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月 7 日16:42）交通局総務課長分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月 7 日16:42）交通局庶務係長分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月10日交総第886号）	文書 4
1138	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年 8 月24日病総第39号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月 7 日16:42）病院経営局総務課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月 7 日16:42）病院経営局庶務係長受信分	文書 3
	「情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（依頼）（総コ第187号）」に対する回答について（平成23年11月11日病総第62号）	文書 4
1139	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年 8 月教総第770号）	文書 1
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月教総第1247号）	文書 4
1140	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年 8 月29日第897号）	文書 1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月 7 日16:42）選挙管理委員会事務局選挙課長受信分	文書 2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月 7 日16:42）選挙管理委員会事務局庶務係長受信分	文書 3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（平成23年11月14日第1167号）	文書 4

答申番号	行政文書名称	分類
1141	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年8月16日人調第284号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）人事委員会事務局調査課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時11月7日16:42）人事委員会事務局調査課担当係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年11月14日人調第459号）	文書4
1142	広聴案件「市政ダイレクト広聴23-900007-2」の処理について（平成23年度監監第410号）	文書1
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時2011年11月7日16:42）監査事務局監査課長受信分	文書2
	【依頼】情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（送信日時2011年11月7日16:42）監査事務局庶務係長受信分	文書3
	情報公開請求案件関連の公開質問状に対する対応について（回答）（平成23年度監監第671号）	文書4

別表3 非開示とした情報

分類欄は、答申文中の文書の定義による。

分類	非開示情報	適用
文書1	個人の氏名及び住所並びに投稿原文	条例第7条第2項第2号
文書2	個人の氏名及び住所並びに投稿原文	条例第7条第2項第2号
	職員の個人電子メールアドレス	条例第7条第2項第6号
文書3	個人の氏名及び住所並びに投稿原文	条例第7条第2項第2号
	職員の個人電子メールアドレス	条例第7条第2項第6号
文書4	個人の氏名及び住所並びに投稿原文	条例第7条第2項第2号
文書ア	個人の氏名及び投稿原文	条例第7条第2項第2号
文書イ	個人の氏名及び投稿原文	条例第7条第2項第2号
文書A	個人の氏名及び住所並びに投稿原文	条例第7条第2項第2号
文書B	個人の氏名及び投稿原文	条例第7条第2項第2号
	職員の個人電子メールアドレス及び電子メールにおける添付文書のパスワード	条例第7条第2項第6号
文書C	個人の氏名及び投稿原文	条例第7条第2項第2号
	職員の個人電子メールアドレス	条例第7条第2項第6号
文書D	個人の氏名及び投稿原文	条例第7条第2項第2号
	職員の個人電子メールアドレス	条例第7条第2項第6号
文書E	個人の氏名及び投稿原文	条例第7条第2項第2号
	職員の個人電子メールアドレス	条例第7条第2項第6号

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年6月1日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年6月15日 (第139回第三部会) 平成24年6月26日 (第216回第二部会) 平成24年6月28日 (第209回第一部会)	・諮問の報告
平成24年7月30日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年9月20日 (第142回第三部会)	・審議
平成24年10月4日 (第143回第三部会)	・審議
平成24年10月18日 (第144回第三部会)	・審議
平成24年11月1日 (第145回第三部会)	・審議
平成24年11月15日 (第146回第三部会)	・審議
平成24年12月6日 (第147回第三部会)	・審議